

欧州経済共同体の制度的考察 (II)

桑原輝路

総 会

総会は共同体の諸機関の政治的管理機関である。

総会は、共同体加盟国の国民の代表によって構成される (137条)。具体的には、総会は各加盟国の議会によりそれぞれの議会の内部から選ばれた代表によって構成されるが、各加盟国からの代表の任命手続は、加盟国自身が定めることになっている (138条1項)。従って代表の任命手続は、国によって異なることもありうるわけである。

各加盟国間の代表数の割当については、理事会における構成員の票数の割当 (148条2項) と同じように苦心がはらわれている。それぞれに、ベルギー14名、ドイツ36名、フランス36名、イタリア36名、ルクセンブルグ6名、オランダ14名の代表数が割当てられている (138条2項)。

この代表数は、欧州石炭鉄鋼共同体の総会においても同じである。^{*}すなわち両共同体の総会は共通なものとされ、両共同体の総会は同じ代表によって構

* 「欧州石炭鉄鋼共同体設立条約」21条は、総会を構成する各加盟国の代表数をドイツ18、ベルギー10、フランス18、イタリア18、ルクセンブルグ4、オランダ10と定めていたが、「欧州共同体に共通な若干の機関に関する協定」(Convention relative à certaines institutions communes aux Communautés européennes) (1957年3月25日) 2条により、「(経済共同体と原子力共同体の)統一総会が機能を開始したのは、それをもって欧州石炭鉄鋼共同体設立条約21条に規定される共同総会にかえる……」(同条1項)と規定され、石炭鉄鋼共同体条約21条は、経済共同体条約138条と同文に修正された(同条2項)。

なお総会は、欧州原子力共同体の総会とも共通であり、従って経済共同体条約138条、原子力共同体条約108条、石炭鉄鋼共同体条約21条は同一規定である。

(なお司法裁判所は三共同体に共通であり、経済社会評議会は、CEEおよびEURATOMに共通である。総会、司法裁判所および経済社会評議会を三共同体ないし二共同体に共通な機関としたことは、いうまでもなく欧州の諸共同体間を調整し、その組織を単純化することを目的とするものであり、そこに欧州統一の政治的意図をみることができる。)

成される。いいかえれば、同じ代表が二つの共同体の総会に議席をもつということである。

このような総会は、しかしまた他方において、つぎのような任務をもっている。すなわち「総会は、全加盟国に共通な手続により、直接普通選挙を可能ならしめるため、その原案を作成する」(138条3項)。加盟国の国民の代表により構成さるべき総会は、将来においては全加盟国共通の手続による直接普通選挙により選ばれた代表によって構成されることが予定されている。138条1項にもとづく総会が、そのための原案作成の任を負わされているわけである。しかしながら、この点についてつぎのことを注意しておく必要がある。すなわち総会において作成された原案は、理事会の審議に付され、その原案の諸規定が支持されるかどうか、またはいかなる範囲において支持されるかは、理事会の全会一致の決定によるということ。しかし理事会は、決定した原案の諸規定を各加盟国に対し、単に示唆する権限を与えられているにすぎない。すなわち「それぞれの憲法上の規定に従い、加盟国による採択を勧告」(138条3項)しうるにすぎないということ。従って、結局は最後の決定権は加盟国にあるということである。

総会の代表の享有する特権および免除については、共同体の「特権および免除に関する議定書」7条、8条および9条に規定されている。

総会の運営については、139条～143条の諸条に規定される。すなわち総会の会期、議長および役員任命、表決手続等についてである。

総会には発案権 (le droit d'initiative) も、質疑権 (le droit d'interpellation) も与えられておらず、ただ委員会に対し《質問》(question) を提出する権利が与えられているにすぎない。委員会は、総会の前において共同体を代表する機関として、その《質問》に口頭または書面により回答する義務がある(140条)。委員会が共同体の活動についての年次報告を総会に提出すべきことが規定されているのも、委員会の同じ資格に基づくものである(143条、156条)。また総会と理事会との協議が行われる (Le Conseil est entendu par l'Assemblée……) が、如何なる条件のもとにおいて両機関の協議がなされるかは、理事会の定めるその内部規則の定めるところによる(140条)。

共同体の政治的管理機関としての総会は、非難動議の決議により委員会を総辞職させる権限をもっている(144条)。

条約は、委員会の提案に基づき理事会がなんらかの措置をとるとき、総会が協議をうけなければならない場合について規定している。すなわち《理事会は、委員会の提案に基づき、かつ総会との協議ののち》と規定されている場合である。諸条にみられるこのような表現は、条約がつぎのようなメカニズムをとっていることを示している。すなわち、1) 理事会は委員会の提案をうけて、それを総会に伝える、2) 委員会は総会の前においてその原案を弁護する、3) 理事会はこのようにして委員会の提案と総会の意見とをえたのちに、自身の裁量において決定する。

委員会の提案は理事会の手を通して総会に伝えられるというこの制度は、欧州議会たる総会の前において責任を有するところの共同機関 (*organe communautaire*) たる委員会が、理事会との協議のまえに欧州議会と直接手を握つてしまうという事態をさけるために、とくに選ばれたもののようである。そのような事態は、理事会にとつてその行動の自由を妨げる政治的圧力にさらされる危険を意味するだろう。理事会と委員会とが密接な協力のもとに行動するということが条約全体において追求されているところのことである。本条約において採用された上のような制度は、理事会および委員会をしてそのような方向に向はせることができるであろう。すなわち委員会の提案に基づき理事会が総会に提出するであろうところの原案について、両機関の間であらかじめ協議されるということを可能にするであろう。

しかしながら、何よりも理事会と委員会との密接な協力が要求されるとしても、総会の前において責任を有し、かつ総会に提出さるべき提案を作成する任を有する委員会が、総会の意見を全然斟酌する可能性を与えられないということは不都合なことである。そこで委員会の提案について総会が協議をうけたが、その提案が理事会によって採択されなかった場合に限り、委員会は原提案を修正する権利をもつことが規定された(149条)。

このようにして三機関の関係は調整され、それらの間における衝突の危険をさけるべく考案がなされている。

総会の干与が行われる場合については、条約はそれを制限的に列挙している。総会との「協議」は、1) 伝統的に議会の権限に属しているところの分野において（予算）、2) 加盟国における現行の法規に影響を及ぼすところの諸決定に対して、3) 共同体の将来にとってとくに重大な問題に関してなされる。

総会の干与について規定している諸条については、〔付表 8〕参照。

〔付表 8〕 総会の干与の場合

- 7 条 〔差別の禁止〕
- 14 条 (7) 〔輸入関税の引下げ規則の改正〕
- 43 条(2,3) 〔共同農業政策の実施〕
- 54 条 (1) 〔居住の自由に関する一般計画の作成〕
- 54 条 (2) 〔居住の自由に関する一般計画の実施〕
- 56 条 (2) 〔公の秩序のため外国人の居住の自由に制限を加える法律の調整〕
- 57 条 (1) 〔免許状の相互承認〕
- 57 条 (2) 〔非賃金活動への参加〕
- 63 条 (1) 〔役務の自由提供に関する一般計画の作成〕
- 63 条 (2) 〔役務の自由提供に関する一般計画の実施〕
- 75 条 (1) 〔輸送についての共同政策の実施〕
- 87 条 (1) 〔競争規則に関する原則の適用〕
- 100 条 〔法制の調和〕
- 122 条 〔社会政策についての特別報告を委員会に請求する権利〕
- 126 条(1,2) 〔欧州社会基金の活動の停止または変更〕
- 127 条 〔欧州社会基金の組織化〕
- 201 条 〔共同体の固有の財源の設定〕
- 203 条(3,4) 〔予算の承認〕
- 212 条 〔職員規則〕
- 235 条 〔条約の目的を達成するための補足手続の設定〕
- 236 条 〔条約改正手続への関与〕
- 238 条 〔第三国との連合〕

司法裁判所

司法裁判所は、加盟国の政府間の全会一致によつて任命される7名の裁判官から構成される（165条、167条）。

司法裁判所は、裁判官と同じ条件によつて任命される2名の検察官

(l'avocat général) によって補佐される (166条)。

裁判官および検察官の任期は6年である。しかし判例の連続性を保つため、同時に全員の更新が行われないようにするための規定が設けられている (167条)。

理事会は、全会一致の決定により、検察官の数を増加することができる (166条)。

裁判所の所長は、三年の任期で、裁判官により、裁判官のなかから選挙される (167条)。

裁判官はその仕事の若干を補助報告官 (le rapporteur adjoint) に委嘱することができる。補助報告官というのは、いわば補助裁判官である (裁判所規程 12条)。

裁判所の運営は、1957年4月17日以後、条約に付加された《司法裁判所規程に関する議定書^{*}》の諸規定により規制される。この文書は、さらに裁判所自身によって作成され、かつ理事会により全会一致の承認をうける手続規則によって補足される (188条)。

裁判所の任務については、主たる任務と付屬的な任務との二種にわけることができる。

まず、裁判所の主たる任務は、条約の解釈および適用における法の番人たる資格 (164条) において、

- 1) ある加盟国の条約違反に対し、他の加盟国によってなされる提訴 (170条) ,
- 2) 加盟国の条約違反に対し、委員会によってなされる提訴 (169条) ,
- 3) 理事会または委員会の積極的または消極的な条約違反に対し、加盟国および共同体の他の機関によってなされる提訴 (173条, 175条) ,
- 4) 欧州投資銀行に関する訴訟 (180条) ,
- 5) 加盟国の裁判所に提起されている本条約の解釈に関する先決問題 (177

* Protocole sur les privilèges et immunités et sur le statut de la Cour de Justice de la Communauté Économique Européenne de l'Énergie Atomique, Bruxelles, 17 avril 1957.

条)

を審理することである。

以上のことに関連してつぎの点を注意する必要がある。

- (1) 条約執行の監督機関である委員会だけが、共同体の名において、加盟国を裁判所へ召喚することができる (169条) ,
- (2) 加盟国間の訴訟の場合には、裁判所への付託がなされる前に、委員会による調停の手続がとられることが義務的とされる (170条) ,
- (3) 個人は、理事会および委員会の行為に対してのみ (従って国家の行為を除く) , かつ個人的に直接関係のある諸決定に対してのみ (184条に規定されている例外を留保して) , 裁判所に訴訟を提起することができる (173条)。個人に対してこのように制限的であるのは、訴訟の過度の増加により、共同体が痲痺状態におちいることを避けるためと思はれる。

つぎに付屬的な任務として、裁判所はつぎの諸事項に関して権限を有する。

- 1) 共同体に対して向けられる責任に関する紛争を審理すること (178条, 215条) ,
- 2) 共同体とその職員 (agents) との間の紛争を審理すること (179条) ,
- 3) 競争規則の違反に対して規定される制裁を適用すること (87条, 172条) ,
- 4) 服務上の規律を侵した委員会の構成員, 裁判官および検察官を罷免すること (157条, 160条, 裁判所規程 6条) ,
- 5) 共同体と第三国または国際機構との間の協定の, 本条約との両立性について意見を与えること (228条) ,
- 6) 第一段階から第二段階への移行に際して設けられることあるべき仲裁委員会 (l'instance d'arbitrage) の委員を任命すること (8条 4項) ,
- 7) フラン地域における外貨準備の水準についてのフランスと委員会との意見の不一致に際して裁決を下すべき任を有する仲裁人を, その仲裁人の選定に関して両者の間に一致がえられなかった場合に, 裁判所の所長が任命すること (フランスに関する議定書 I, 3) ,

8) 過渡期終了後におけるルクセンブルグについての特別措置の維持に関し、関係国より提起されることあるべき訴を審理する仲裁委員会の委員を任命すること(ルクセンブルグに関する議定書1条2項)。

諸機関の権限

理事会および委員会の権限

189条1項はつぎのように規定している。「理事会および委員会は、その任務の達成のため、本条約に定める条件のもとに、規則および命令を決め、決定を行い、勧告または意見を述べる」。

理事会および委員会は、規則、命令を決め、決定を行い、勧告、意見を述べる権限を与えられている。しかし両機関がこれらの権限を行うにあたっては、「本条約に定める条件のもとに」なされるべきことが要求される。条約により理事会および委員会のなんらかの活動が予見されるが、その際如何なる性質の措置をとるかについて明示されていない場合には、両機関は189条にあげられている諸措置のうちいずれかを選択することが許されるであろう。とらるべき措置が明示されている場合には、もちろんそれに従う。

これらの諸措置の性質および効力については、189条2項以下に規定されている。

「意見」(avis)は、その名の示すすとおりの単なる示唆であり、拘束力をもたない。

「勧告」(recommandation)も同様である。石炭鉄鋼共同体の場合には、「勧告」にも一定の拘束力が与えられているが(同条約14条)、経済共同体の場合は、他の国際機構におけると同様、勧告に拘束力はない。

「規則」(règlement)は、上の二つと異り、一般的効力(une portée générale)をもち、「あらゆる点で」(dans tous ses éléments)拘束的であり、かつ全加盟国において直接に適用される。この規則制定権(le pouvoir réglementaire)を通して、共同体は加盟国の国内的な手続の仲介を経ることなく、加盟国の国民のために直接に法律を制定する権利をもつことになる。したがって、規則の制定が予見される分野においては、加盟国の主権の共同体へ

の潜在的な譲渡が存在する。もっとも、条約はごく少数の例外を除けば、規則を制定する権利を理事会にだけ与えているということを指摘しておく必要がある。

規則の干与が予見され、または可能な場合については〔付表 9〕を参照。

「命令」(directive) は、加盟国に対し達成すべき目的を指示する行為である。命令を受けとった加盟国は、その命令によって示されている目的を達成するということについては、すなわち《達成すべき結果に関しては》(quant au résultat à atteindre), あらかじめ条約によって約束している。しかしその目的を如何にして達成するかということについては、すなわち《その方法および手段に関しては》(quant à la forme et aux moyens), その国の権限とされ、その国の国内的手続によるという留保がなされている。したがって命令の干与が予見される分野には、主権の譲渡の問題はおこらないといった方が適切であろう。

命令は一般的には理事会の権限に属するといえるが、若干の場合に委員会にもその権限が与えられている。命令によって解決することが予定されている諸問題は、本来は加盟国の立法権の範囲に属するところの問題である。

「命令」の干与が予定されている場合については、〔付表 10〕参照。

「決定」(décision) は、《それが指定する受領者に対して、あらゆる点で拘束的である》(La décision est obligatoire en tous ses éléments pour les destinataires qu'elle désigne.) (189条)。決定の受領者は必ずしも国家だけではなく、個人の場合もある。決定が特定個人に向けられる場合は、決定はその個人を拘束し、かつ192条に規定されている条件のもとに執行力を有する。しかし国家以外のものに決定が向けられるということは、条約により制限的に挙げられている若干の問題についてだけおこりうるにすぎない。一般的には、決定は国家に対して行われる。決定はその受領国の政府を拘束する。加盟国は条約により共同体機関の決定をうけいれることを、あらかじめ約束しており、したがってその決定を守らなければならないが、しかしここにおいても命令の場合と同様、その実現は加盟国の国内的手続に属する。したがって決定は国家にとっては、その法的性格において命令と異るところはなく、強化され

た命令であるにすぎない。

条約中に、しばしばつぎのような規定を見出す。「理事会は……関係国が前記の保護措置を改正し、停止し、または廃止し、または廃止しなくなければならないことを決定することができる」(109条3項)。この場合、国家はもちろん理事会の意志を尊重しなければならないが、しかし理事会により指摘され批判されたところの措置を撤回するための権限をもっているのは、理事会ではなく、国家自身である。

「決定」の干与の場合については、〔付表 11〕参照。

以上のように、理事会および委員会のとりうる意見、勧告、規則、命令、決定のうち、規則、命令および決定の三種は、いずれも拘束的であるという点に共通性を有する。規則、命令または決定を守らない国は、条約違反を構成し、委員会または他のすべての利害関係国による司法裁判所への提訴の対象とされる(169条, 170条)。また逆に、理事会または委員会によつてとられる拘束的性格を有する規則、命令または決定が、条約に違反していると考えられるいづれの国も、その諸決定の合法性について裁判所において争うことができる(173条)。

司法裁判所の権限

司法裁判所の判決の効果は、それが諸機関に対するものであるか、国家に対するものであるか、あるいは個人に対するものであるかによって異なる。

まず司法裁判所は、理事会および委員会によつてとられる拘束的性格を有する規則、命令および決定(ならびに理事会および委員会の内部運営に関してとられる諸措置)を無効にする権限をもっている(173条, 174条)。

つぎに国家による条約違反を確定する裁判所の判決は、その国家を拘束する。しかしその判決の執行に必要な措置をとる義務を有するのは、その国家である(171条)。したがって裁判所は、直接に国家の行為を無効にすることはできない。

これに反して個人に対しては、裁判所の判決は執行力を与えられている。しかしながら強制執行は、その当事者を所管する国家当局の干与を必要とする(187条, 192条)。

なお裁判所は、その付屬的任務の場合は別として、その唯一の使命とするところは、法を示すということであって、したがって国家による条約違反を確定し、または共同体の行為を無効にするという任務はもっているが、裁判所がその合法性の検討を求められる国家または共同体機関の決定とは別に、その代りとして裁判所自身の決定をもち出すということは許されない。

〔付表 9〕 規則の干与が予定され、または可能な場合

- 7 条 〔差別の禁止〕（理事会）
- 10 条 (2) 〔関税に関する若干の規定の実施〕（委員会）
- 14 条 (7) 〔輸入関税の引下げの進度の修正〕（理事会）
- 20 条 〔共通関税率の決定〕（理事会）
- 21 条 (2) 〔共通関税の内部的調整〕（理事会）
- 22 条 〔財政的性格を有する関税が算術平均の算定のために考慮されなければならない限度〕（委員会）
- 28 条 〔共通関税税率の自主的変更〕（理事会）
- 33 条 (8) 〔割当の増加の百分率の引上げ〕（理事会）
- 42 条 〔競争に関する規則の農業への適用〕（理事会）
- 43 条 (2) 〔共同農業政策の実施〕（理事会）
- 43 条 (3) 〔農業市場共同組織の設置〕（理事会）
- 44 条 (3) 〔最低価格制確立のための客観的な規準の決定〕（理事会）
- 44 条 (5) 〔ある種の農業生産物に対する最低価格の修正〕（理事会）
- 44 条 (6) 〔過渡期の終りにおける最低価格制度〕（理事会）
- 49 条 〔労働者の自由移動の漸進的実現〕（理事会）
- 51 条 〔移民労働者の社会保障制度〕（理事会）
- 54 条 (1) 〔居住の自由に関する一般計画〕（理事会）
- 55 条 〔ある種の活動の居住の自由からの除外〕（理事会）
- 59 条 〔役務の章の諸規定の利益の第三国国民への拡張〕（理事会）
- 63 条 (1) 〔役務の自由提供に関する一般計画〕（理事会）
- 75 条 (1) 〔輸送についての共同政策の実施〕（理事会）
- 75 条 (3) 〔輸送制度の原則の決定〕（理事会）
- 76 条 〔外国運送人に対する新規の差別のありうべき許可〕（理事会）
- 79 条 (3) 〔運送人間の差別の廃止に関する規制〕（理事会）
- 87 条 (1) 〔競争規則に関する規制〕（理事会）
- 91 条 (2) 〔ダンピング防止措置の適用〕（委員会）
- 94 条 〔援助制度の規制〕（理事会）

- 99 条 〔取引高税に関する諸制度の調和化〕（理事会）
- 103 条 (2) 〔景気政策に関する一般措置〕（理事会）
- 127 条 〔欧州社会基金の組織化〕（理事会）
- 128 条 〔職業養成についての共同政策〕（理事会）
- 235 条 〔本条約適用のための補足手続の設定〕（理事会）
- 〔若干の国の原産品に関する議定書〕 4.
- 〔本議定書の諸規定の不当な作用に対する加盟国の保護〕（委員会）
- 〔TOM条約〕 8 条
- 〔海外諸国および領域への居住権の拡張〕（理事会）

〔付表 10〕 命令の干与が予定される場合

- 13 条 (2) 〔輸入関税と同等の効果を有する租税の廃止の進捗〕（委員会）
- 14 条 (2) 〔第三段階における輸入関税の廃止の進捗〕（理事会）
- 14 条 (5) 〔輸入関税の廃止によって生ずる特殊な問題の解決〕（理事会）
- 21 条 (1) 〔共通関税の適用によって生ずる困難の解決〕（理事会）
- 33 条 (7) 〔割当と同等の効果をもつ措置の廃止の進捗〕（委員会）
- 54 条 (2) 〔居住の自由に関する一般計画の実施〕（理事会）
- 56 条 (2) 〔公の秩序を理由として外国人の自由居住を制限する法令規則の調整〕（理事会）
- 57 条 (1) 〔免許状の相互承認〕（理事会）
- 57 条 (2) 〔非賃金活動への参加に関する法令規則の調整〕（理事会）
- 63 条 (2) 〔役務の自由提供に関する一般計画の実施〕（理事会）
- 69 条 〔資本移動の自由化政策の実施〕（理事会）
- 70 条 (1) 〔為替に関する加盟国の政策の調整〕（理事会）
- 90 条 (3) 〔公企業への競争規則の適用〕（委員会）
- 97 条 〔取引高税の平均税率〕（委員会）
- 100 条 〔法制の調和化〕（理事会）
- 101 条 〔歪み (distorsions) の除去〕（理事会）
- 103 条 (3) 〔景気政策に関する一般措置の適用〕（理事会）
- 108 条 (2) 〔相互協力〕（理事会）
- 112 条 (1) 〔第三国への輸出に対する援助制度の調和化〕（理事会）

〔付表 11〕 決定の干与が予定される場合

- 8 条 (5) 〔第二段階および第三段階の期間の修正〕（理事会）
- 17 条 (4) 〔財政的性格を有する関税の保持〕（委員会）
- 25 条 (1) 〔低税率または無税の関税割当の国家への許与〕（理事会）
- 25 条 (2) 〔E表およびG表の産品のための低税率または無税の関税割当の許与〕（委員会）

- 25 条 (3) [付属書Ⅱの産品のための低税率または無税の関税割当の許与]
(委員会)
- 26 条 [共通関税の適用規則への抵触の国家への許可] (委員会)
- 33 条 (4) [全地域割当の総額の計算からのある全地域割当の除去] (委員会)
- 33 条 (5) [若干の割当の増加の百分率の引下げ] (理事会)
- 37 条 (3) [商業的性格を有する国营独占に関する保護措置の許与] (委員会)
- 38 条 (3) [農産物の表への付加] (理事会)
- 44 条 (4) [最低価格に関し国家によつてとられる措置の訂正] (理事会)
- 45 条 (3) [ある種の原料の輸入のために支払はれる価格の超過の補償] (理事会)
- 46 条 [ある種の農業産品に関する輸入補償課金の決定] (委員会)
- 70 条 (2) [為替に関するある種の困難を除去するため国家によつてとられる保護措置の廃止] (理事会)
- 73 条 (1) [資本移動に関し国家への保護条項の許与] (委員会)
- 73 条 (2) [資本移動に関し国家により直接にとられる保護措置の廃止]
(委員会)
- 79 条 (4) [運送人間の差別の除去] (委員会)
- 80 条 (1) [輸送に関する支持実施の禁止規則への抵触] (委員会)
- 80 条 (2) [この支持実施の廃止] (委員会)
- 84 条 (2) [航海および航空への輸送編の拡張] (理事会)
- 89 条 (2) [競争規則の違反に対する保護措置の国家への許与] (委員会)
- 90 条 (3) [公企業への競争規則の適用] (委員会)
- 92 条 (3d) [共同市場と両立しうる援助の表示] (理事会)
- 93 条 (2) [共同市場と両立しえない援助の廃止] (委員会)
[92条に抵触するある種の援助の維持] (理事会)
- 97 条 [取引高税の平均税率] (委員会)
- 98 条 [輸出に新しい財政援助の設定の許可] (理事会)
- 107 条 (2) [為替レートの国家による変更の場合における保護措置の許与]
(委員会)
- 108 条 (2) [相互協力] (理事会)
- 108 条 (3) [国際収支に困難のある場合に国家への保護条項の許与] (委員会)
- 109 条 (3) [国際収支悪化の場合に国家によつてとられる保護措置の廃止]
(理事会)
- 114 条 [関税協定の締結] (理事会)
- 115 条 [共同通商政策の適用にあたっての困難を克服すべき措置の決定]
(委員会)
- 116 条 [過渡期終了後における経済的性格の国際機関における共同政策の実施]
(理事会)
- 125 条 (2c) [事業内容変更計画の承認] (委員会)

- 126 条 [過渡期終了後における欧州社会基金の活動] (理事会)
- 136 条 [5年の期間の終了における海外諸国および領域の連合の条件]
(理事会)
- 203 条(3,4,5)
[予算の作成および決定] (理事会)
- 204 条 [予算の承認がおくれた場合における1カ月分の仮予算の超過]
(理事会)
- 209 条 (b) [加盟国の予算への分担金が共同体によって使用される方法および手続の決定] (理事会)
- 223 条(2,3) [軍需資材とみなされる産品の一覧の作成および修正] (理事会)
- 226 条 (2) [保護一般条項の国家への許与] (委員会)
- 227 条 (2) [本条約の規定のアルジェリアおよび海外県への拡張] (理事会)
- 236 条 [本条約改正のための会議の召集] (理事会)
- 238 条 [共同体と第三国との連合協定] (理事会)
- 「フランスに関する議定書」I (2)
[フランスが輸入税および輸出補助金を一律にしなかつた場合における他の諸国への保護条項の許与] (理事会)
- 「同議定書」I (3) [輸入税および補助金の廃止] (理事会)
- 「同議定書」II (2) [超過勤務手当における不均衡の場合にフランスへの保護条項の許与] (委員会)
- 「ルクセンブルグに関する議定書」1条(2) [特別規定のありうべき維持]
(理事会)
- 「TOM条約」3条, 4条, 5条および6条 [社会施設および投資への出資一般計画の立案と適用] (理事会および委員会)
- 「同条約」11条(3) [ある種の割当の開始および拡張の方式の決定] (委員会)
- 「同条約」15条(4) [本条約の期間終了後におけるある種の関税割当の量の決定]
(委員会)
- 「バナナに関する議定書」4.
[割当の廃止または修正] (理事会)

[付表 12]

| | 規 則 | | 命 令 | 決 定 | |
|-------------|-----------|----------|----------------|-------------------|--------------|
| 理 事 会 | 7条 | 55条 | 14条 (2) | 8条 (5) | 109条 (3) |
| | 14条 (7) | 59条 | 14条 (5) | 25条 (1) | 114条 |
| | 20条 | 63条 (1) | 21条 (1) | 33条 (5) | 116条 |
| | 21条 (2) | 75条 (1) | 54条 (2) | 38条 (3) | 126条 |
| | 28条 | 75条 (3) | 56条 (2) | 44条 (4) | 136条 |
| | 33条 (8) | 76条 | 57条 (1) | 45条 (3) | 203条 (3,4,5) |
| | 42条 | 79条 (3) | 57条 (2) | 70条 (2) | 204条 |
| | 43条 (2) | 87条 (1) | 63条 (2) | 84条 (2) | 209条 (b) |
| | 43条 (3) | 94条 | 69条 | 92条 (3d) | 223条 (2,3) |
| | 44条 (3) | 99条 | 70条 (1) | 93条 (2) | 227条 (2) |
| | 44条 (5) | 103条 (2) | 100条 | 98条 | 236条 |
| | 44条 (6) | 127条 | 101条 | 108条 (2) | 238条 |
| | 49条 | 128条 | 103条 (3) | フランス議定書 I(2) I(3) | |
| | 51条 | 235条 | 108条 (2) | ルクセンブルグ議定書 | |
| | 54条 (1) | | 112条 (1) | | 1条 (2) |
| TOM条約 8条 | | | TOM条約 3,4,5,6条 | | |
| | | | バナナ議定書 4. | | |
| 委 員 会 | 10条 (2) | | 13条 (2) | 17条 (4) | 80条 (1) |
| | 22条 | | 33条 (7) | 25条 (2) | 80条 (2) |
| | 91条 (2) | | 90条 (3) | 25条 (3) | 89条 (2) |
| | 原産品議定書 4. | | 97条 | 26条 | 90条 (3) |
| | | | | 33条 (4) | 93条 (2) |
| | | | | 37条 (3) | 107条 (2) |
| | | | | 46条 | 108条 (3) |
| | | | | 73条 (1) | 115条 |
| | | | | 73条 (2) | 125条 (2c) |
| | | | | 79条 (4) | 226条 (2) |
| | | | | フランス議定書 II (2) | |
| | | | | TOM条約 3,4,5,6条 | |
| | | | | | 11条 (3) |
| | | | | | 15条 (4) |

（註） 付表 9—11には、諸機関の内部運営についての諸決定に関する諸条は掲げられていない（諸機関の内部運営に関してとられた措置も、173条の規定によれば、司法裁判所の審理の対象となることは注意さるべきである）。

なお本稿は、(I)の最初に述べたとおり、*Marché commun, aspects institutionnels* (*Annuaire Français de Droit International*, 1957)の記事によつたものであり、とくに〔付表〕の作成は、〔付表 4〕および〔付表 12〕を除き、同記事によるものである（明らかにミスプリントと思はれるいくつかの点は訂正した）。〔付表 12〕は、〔付表 9〕—〔付表 11〕をまとめたものである。

*
**

以上は欧州経済共同体の諸機関の構造および運営についての概観にすぎない。条約は共同体の活動の一般的な枠をきめているが、また条約諸規定の実施のための非常に幅広い権限を諸機関に与えており、これらの権限の行使にあたり諸機関それぞれが果すべき役割に関して均衡を保たせるべく最大の注意がはらわれている。そのことはとくに理事会と委員会との関係についていえる。一般的にいえば、決定権は理事会に帰属し、また理事会、委員会または司法裁判所の諸機関は多くの場合、国家を通してのみ行動しうるにすぎないという点からみても、欧州経済共同体の性格は超国家的 (*supra-national*) というよりもむしろ国家間的 (*inter-étatique*) な色彩が濃厚であるが、そのような性格づけはともかく、条約が、また条約の創案者達が真に追求しようとした目的は、委員会と理事会との間の永続的な協力関係を保障しようとしたことであると思はれる。この性格の全く異なる二つの機関に密接不離の協力関係を保たせようとした細心の心遣いが、おそらくは本条約にみられる複雑なそしてデリケートなメカニズムを生じさせたものと思はれる。

(完)